

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		薬局開設、医薬品の販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の書換え交付、再交付
根拠条例・規則名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
条 項		第2条の3、第2条の4、第45条、第46条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2235)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6日
	設定等年月日	平成22年2月24日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		